

# 船舶事故調査報告書

平成25年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月28日（土） 05時15分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第4区 横須賀港東北防波堤東灯台から真方位062° 1.1海里付近 （概位 北緯35° 19.7′ 東経139° 41.7′）
事故調査の経過	平成24年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>くぼさん</sup> 窪三丸、6.6トン KN2-1636（漁船登録番号）、個人所有 13.70m（Lr）×3.15m×0.98m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、平成11年7月27日 B プレジャーヨット セントルーカス <sup>スリー</sup> Ⅲ、5トン未満 235-35259 神奈川、個人所有 8.88m（Lr）×3.35m×1.52m、FRP ディーゼル機関、11.77kW、平成8年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年1月10日 免許証交付日 平成21年10月6日 （平成27年1月9日まで有効） B 船長B 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月22日 免許証交付日 平成20年6月17日 （平成25年6月21日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 船首部外板擦過傷 B 左舷船尾部に破口及び亀裂、ブーム曲損、ラダー折損
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、平成24年7月28日04時58分ごろ中ノ瀬航路第4号灯標付近で前日に仕掛けたあなご筒の揚

	<p>収を終え、横須賀市吾妻島北東方沖の2か所目の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、操舵室の左舷側に配置された操縦席の椅子に腰を掛け、手動操舵により周囲を見回しながら航行し、いつもならこの時間帯に見掛けるのは浦賀水道航路を出入りする船舶ぐらいであったが、そのような船舶も見掛けなかったため、A船に接近する船舶はいないと思った。</p> <p>A船は、約16～18ノット(kn)の速力で浦賀水道航路第7号灯浮標(以下「本件灯浮標」という。)西方沖を南西進中、05時15分ごろ船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者Bが乗船し、約4knの速力で帆走して本件灯浮標西方沖を南南東進中、船尾部に立って舵柄を操作していた船長Bが、左舷方を見たところ、左舷正横付近から速い速力で接近するA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船がB船を避けて通過するものと思っていたが、B船を避ける様子がなく、接近したので驚き、A船に向かって大声で叫んだのち、右回頭して衝突を避けようとしたものの、B船はA船と衝突した。</p> <p>B船は、損傷箇所から浸水し、A船によって神奈川県横浜市所在のマリーナにえい航された。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、打撲傷等を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2～3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日出時刻：04時46分ごろ</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、衝突するまでB船に気付かなかったため、本事故後、気の緩みがあったのではないかと思った。</p> <p>A船の乗組員2人は、本事故時、船尾甲板上であなご筒の修理を行っていた。</p> <p>同乗者Bは、本事故時、デッキ下のキャビンでGPSプロッターを操作中に船長Bの叫ぶ声が聞こえ、階段を上がってデッキ上に出てきたところであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、横須賀港第4区の本件灯浮標西方沖を南西進中、船長Aが、周囲を見回しながら航行していたものの、帆走中のB船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件灯浮標西方沖を帆走して南南東進中、船長Bが、左舷後方にA船を認め、A船に向かって大声で叫び、右回頭して衝突を避けようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、横須賀港第4区の本件灯浮標西方沖において、A船が南西進中、B船が南南東進中、船長Aが、周囲を見回しながら航行していたものの、帆走中のB船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時見張りを適切に行うこと。